

第2次のち支える恵庭市自殺対策計画(案)概要版

第1章 計画の概要

P1~P3

●計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める自殺対策の計画です。国が定める「第4次自殺総合対策大綱」および北海道が定める「第4期北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「第5期恵庭市総合計画」を基に、「第3次恵庭市健康づくり計画」など関連性の高い他の計画との整合性を図りつつ、SDGsの視点も取り入れたものとします。

●計画期間

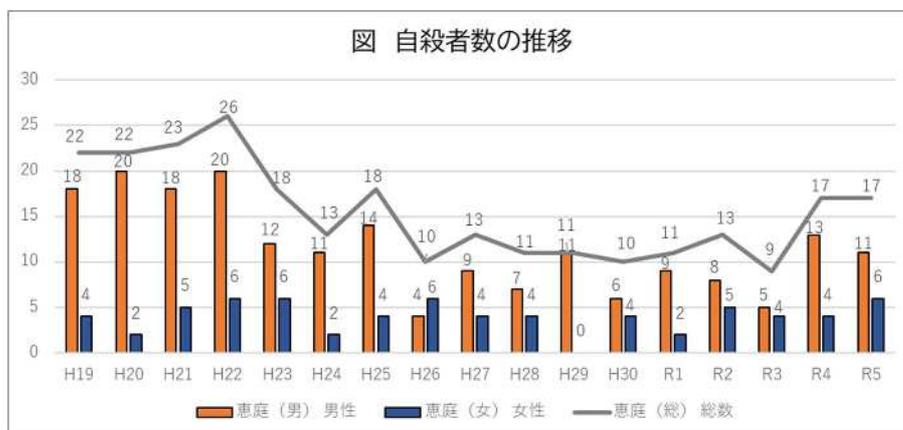
本計画は、令和7年度から令和15年度までの9年間を計画期間とします。また、国が定める「自殺総合対策大綱」改正を踏まえて見直しを行います。

第2章 恵庭市における自殺の現状と課題

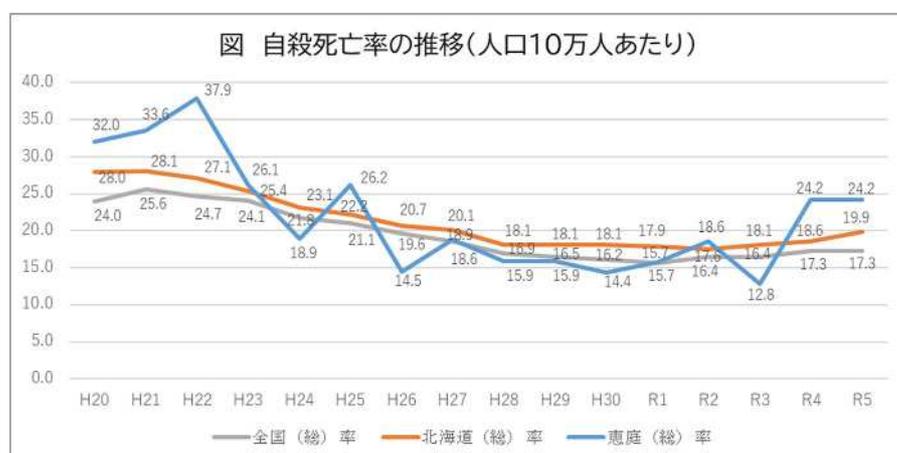
P4~P16

●恵庭市の自殺の現状

・自殺者数・自殺死亡率の推移



年間の自殺者数は9人から26人で推移しており、直近の5か年間である令和元年から令和5年の総数は、67人となっています。女性より男性が多くなっています。



令和元年から令和5年の自殺死亡率の平均値は、19.1となり、全国・全道より高い水準となっています。令和4年度からは増加傾向を示しています。

●前計画の評価

・数値目標

	策定時	目標値	実績値	評価
年度	平成27年	令和元年～令和5年	令和5年 (令和元年～令和5年の平均値)	C
自殺死亡率	18.9	減少傾向	19.1	
自殺者数	13人	減少傾向	13人	

・評価指標

<評価方法>

評価A(達成)の項目	12項目
評価B(改善傾向)の項目	該当項目なし
評価C(維持)の項目(5%未満の増減)	2項目
評価D(後退)の項目	2項目
N(評価困難)の項目	該当項目なし

	基本施策	評価項目	評価		基本施策	評価項目	評価
1	地域における自殺対策の取組体制を強化する	恵庭市自殺対策ネットワーク会議の開催	A	5	適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する	こころの健康相談実施数	A
2	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	こころの健康づくり講演会の開催	A	6	社会全体の自殺リスクを低下させる	生活保護受給者割合(生活保護率)	C
		様々な施設を利用したパネル展の実施	A			7	関係機関の連絡会議の開催
3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	ゲートキーパー養成講座の開催	A	8	遺された人への支援を強化する	関係機関の連絡会議の開催	A
			A	9	民間団体との連携を強化する	関係機関・団体との協働事業実施回数	A
4	心の健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	C	10	子ども・若者の自殺対策を推進する	恵庭市生徒指導協議会の開催回数	D
		気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じているものの割合の減少	D	11	勤務問題による自殺対策を推進する	勤務問題に関する相談先の周知	A

●恵庭市における自殺の特徴と重点的な課題

<推奨される重点パッケージ>

(1)勤務・経営
(2)子ども・若者
(3)高齢者
(4)生活困窮者

<恵庭市における自殺対策の重点的な課題>

- ①勤務問題に関わる自殺防止
- ②子どもや若者の自殺防止
- ③高齢者の自殺防止
- ④生活困窮者の自殺防止
- ⑤女性の自殺防止

出典:いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

2020～2023から作成

●基本理念

誰もが健康で安全安心に暮らし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す

●基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する
- (6) **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する**

●計画の数値目標

	基準値	実績値	目標値
年度	平成27年	令和5年 (令和元年～令和5 年の平均値)	令和15年 (令和11年～令和 15年の平均値)
自殺死亡率	18.9	19.1	13.2以下
自殺者数	13人	13人	9人

●施策の体系

基本施策

- (1) 地域における自殺対策の取組体制を強化する
- (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (4) こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する
- (8) 遺された人への支援を強化する
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子ども・若者の自殺対策を推進する
- (11) 勤務問題による自殺対策を推進する
- (12) **女性の自殺対策を推進する**

第4章 計画の推進体制	P35～P36
-------------	---------

本市では、庁内での自殺対策推進体制として、「恵庭市自殺対策庁内推進会議」、また、関係部署代表で構成する「恵庭市自殺対策庁内推進会議幹事会」をあわせて設置し、計画の進行管理とともに、関係部署などの情報共有や関連施策推進に関する協議を行います。

また自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要であるため、庁外の関係機関で構成する「恵庭市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

資料編	P37～P52
-----	---------

- 自殺対策基本法
- 自殺総合対策大綱(概要)
- 北海道自殺対策行動計画(概要)
- 国・道・恵庭市の計画の概要の比較
- 恵庭市自殺対策ネットワーク会議 設置要綱
- 恵庭市自殺対策ネットワーク会議 委員名簿
- 恵庭市自殺対策庁内推進会議 設置要綱